

研修規程 新旧対照表 (改正部分は下線)

平成 31 年 1 月 23 日時点案

現 行	改 正 (案)	備 考
<p style="text-align: center;">研修規程</p> <p>理事会は、定款第 4 条第 1 項第 2 号及び第 76 条の規定に基づき、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会（以下、「本会」という。）の研修規程を次のように定める。</p> <p>(目 的)</p> <p>第 1 条 この規程は、不動産鑑定士並びに不動産鑑定士補（以下、「不動産鑑定士等」という。）の品位の保持及び資質の向上並びに社会環境の変化に適応して特定の業務ニーズに対する知識・技能を修得し、その有する専門的知識及び経験を十分に発揮して公正妥当な鑑定評価を行い、もってその社会的公共的責務を果たすために、本会並びに地域不動産鑑定士協会連合会及び士協会（以下、「地域連合会等」という。）が一体となって計画的体系的研修を行うために必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(研修方針)</p> <p>第 2 条 本会及び地域連合会等は、高度な専門性と倫理性を追求及ぶ事業者及び有資格者の団体であることに鑑みて、不動産鑑定士等の自己研鑽を支援するため、及び不動産鑑定業者としての社会的公共的責務を果たすために、不動産鑑定士等及び不動産鑑定業者が必要とする研修及び情報の提供を行う。</p> <p>(研修の区分及び種類)</p> <p>第 3 条 <u>研修の項目区分は、別表 1 に掲げるとおりとし、詳細は研修委員会が別に定める。</u></p> <p>2 この規程に基づく研修は、本会又は地域連合会等若しくは研修委員会が実施団体として認定した団体（以下、「認定団体」という。）が実施する集合研修及び本会が行うマルチメディアを使用した研修（以下、「マルチメディア研修」という。）及び自己研鑽研修を対象とする。ただし、<u>地域連合会等又は認定団体が実施する集合研修は、この規程に沿っていると認定を受けたもの、又はこの規程に沿っているものとして指定したものを対象とし、この認定又は指定は、研修単位認定基準に従い、研修委員会が行う。</u></p> <p>3 <u>本会が行うマルチメディア研修の詳細については、別に実施要領を定める。</u></p> <p>4 <u>自己研鑽研修の詳細については、別に自己研鑽研修単位認定基準を定める。</u></p> <p>(担当委員会)</p> <p>第 4 条 <u>本会が実施する研修（第 3 条に規定するものに限る。）に関する実施計画の策定及び運営等並びに地域連合会等が実施する研修に関する実施計画の取りまとめは、研修委員会の担当とする。実施計画の取りまとめ方法については研修委員会が別に定める。</u></p> <p>2 <u>研修委員会以外の委員会において調査研究等の取りまとめを行った場合は、当該委員会は、</u></p>	<p style="text-align: center;">研修規程</p> <p>理事会は、定款第 4 条第 1 項第 2 号及び第 76 条の規定に基づき、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会（以下、「本会」という。）の研修規程を次のように定める。</p> <p>(目 的)</p> <p>第 1 条 この規程は、不動産鑑定士並びに不動産鑑定士補（以下、「不動産鑑定士等」という。）の品位の保持及び資質の向上並びに社会環境の変化に適応して特定の業務ニーズに対する知識・技能を修得し、その有する専門的知識及び経験を十分に発揮して公正妥当な鑑定評価を行い、もってその社会的公共的責務を果たすために、本会並びに地域不動産鑑定士協会連合会及び不動産鑑定士協会（以下、「地域連合会等」という。）が一体となって計画的体系的研修を行うために必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(研修方針)</p> <p>第 2 条 本会及び地域連合会等は、高度な専門性と倫理性を追求する事業者及び有資格者の団体であることに鑑みて、不動産鑑定士等の知識・技能の修得を支援するため、及び不動産鑑定業者としての社会的公共的責務を果たすために、不動産鑑定士等及び不動産鑑定業者が必要とする研修及び情報の提供を行う。</p> <p>(研修の種類)</p> <p>(<u>研修の区分は、改正案第 6 条に移動</u>)</p> <p>第 3 条 この規程に基づく研修は、本会又は地域連合会等若しくは研修委員会が実施団体として認定した団体が実施する集合研修、<u>インターネットを利用した研修（以下、「JAREA - e 研修」という。）及び自己研鑽研修を対象とする。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(研修の認定)</p> <p>第 4 条 <u>この規程に基づく研修の認定は、研修委員会がこれを行う。</u></p> <p>(削 除)</p>	<p>・1 条…表記を定款に合わせるため修正。</p> <p>・2 条…3 条に掲げる「自己研鑽研修」と用語の使用を分けるため、「知識・技能の習得」へ修正。</p> <p>・4 条…現行 4 条では（担当委員会）として研修委員会が規定されていたが、常設委員会規程 1 条において所掌事項が規定されている</p>

現 行	改 正 (案)	備 考
<p><u>その取りまとめに関する研修実施方法について研修委員会と調整を行う。</u></p> <p>(履修単位)</p> <p>第 5 条 研修委員会は、<u>各実施期間ごとに所定の目標単位を設定のうえ、第 4 条の規定に基づく当該実施期間に係る実施計画とともに、当該実施期間の開始前に会員に通知しなければならない。履修単位の認定、計算その他必要な事項は研修単位認定基準又は自己研鑽研修単位認定基準で定め、通知方法については研修委員会が別に定める。</u></p> <p>2 <u>履修単位は、集合研修の受講、集合研修の講師、マルチメディア研修の受講について、それぞれ単位を認定する。</u></p> <p>3 <u>自己研鑽研修の履修単位は、前項の認定とは別枠で認定する。</u></p> <p>4 <u>履修単位の認定、計算その他必要な事項については、研修単位認定基準及び自己研鑽研修単位認定基準にそれぞれ定める。</u></p> <p><u>(現行規程第 3 条から移動)</u></p> <p>(受講義務)</p> <p>第 6 条 本会会員である不動産鑑定士等は、<u>本会が実施する研修若しくは地域連合会等又は認定団体が実施する第 3 条第 2 項の認定又は指定を受けた研修を受講しなければならない。なお、研修委員会がやむを得ない事由を有すると認めた会員については、これを適用しない。</u></p> <p>(実施期間)</p> <p>第 7 条 研修の実施期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。</p> <p><u>(現行規定第 6 条から移動)</u></p> <p>(実施記録等)</p> <p>第 8 条 研修委員会は、本規程に基づき実施した研修結果についてはすべて記録管理（「受講記録簿」の作成を含む。）するとともに、毎年理事会へ報告しなければならない。</p> <p>2 <u>実施記録は、会員及び不動産鑑定評価の需要者並びに社会一般の便に供するため、所定の方法により公開する。公開方法については研修委員会が別に定める。</u></p> <p>(募集方法等)</p> <p>第 9 条 本会が実施する研修の募集方法等については、研修委員会が別に定める。</p>	<p>(履修単位)</p> <p>第 5 条 研修委員会は、第 4 条の規定に基づく<u>研修の認定に際して、研修ごとに履修単位を設定する。</u></p> <p><u>(削 除)</u></p> <p><u>(削 除)</u></p> <p><u>(削 除)</u></p> <p>(研修の区分)</p> <p>第 6 条 研修委員会は、集合研修及び e 研修の実施に際して、受講の計画等に資するため、<u>研修の区分を設ける。</u></p> <p><u>(改正案第 8 条に移動)</u></p> <p>(研修実施計画)</p> <p>第 7 条 研修委員会は、<u>定款第 57 条の規定に基づく事業年度を研修実施期間とし、当該研修実施期間の開始前までに、当該実施期間に係る研修実施計画を決定のうえ、公表しなければならない。</u></p> <p>(研修の受講義務)</p> <p>第 8 条 本会会員である不動産鑑定士等は、<u>原則として、研修実施期間ごとに 15 単位（以下、「履修義務単位」という。）以上の研修を受講しなければならない。</u></p> <p>(実施記録等)</p> <p>第 9 条 研修委員会は、本規程に基づき実施した研修結果については、<u>すべて記録管理（「受講記録簿」の作成を含む。）するとともに、毎年理事会へ報告しなければならない。</u></p> <p>2 <u>実施記録は、不動産鑑定評価の需要者及び社会一般の便に供するため、所定の方法により公開する。</u></p> <p><u>(削 除)</u></p>	<p>ため、改正案においては（研修の認定）へと修正。</p> <p>・7 条…現行 5 条 1 項では「会員に通知」。現状では情報更新の即応性等を図るため HP 公表を行っているため修正。</p> <p>・8 条…「履修義務単位」の達成を以て「研修受講義務」の履行とすることを規定化。</p>

現 行	改 正 (案)	備 考
<p>2 <u>地域連合会等又は認定団体が実施する研修の募集方法等は、原則として本会が実施する研修に準ずる。なお、主催者は、他の地域連合会等の会員への募集方法について研修委員会と協議を行う。</u></p> <p>(特 例)</p> <p>第 10 条 <u>この規程に基づく研修については、研修委員会が別に定める条件により、会員ではない不動産鑑定士等も受講することができる。</u></p> <p>(補 則)</p> <p>第 11 条 <u>この規程の施行について定めのない事項は、研修委員会が別に定めることができる。ただし、この規程に基づく研修制度の運営上重要な事項については、理事会の承認を得るものとする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(現行規定第 11 条から移動)</p>	<p>(特 例)</p> <p>第 10 条 <u>集合研修及び e 研修については、原則として、会員ではない不動産鑑定士等も受講することができる。</u></p> <p>(改正案第 13 条に移動)</p> <p>(所掌委員会等)</p> <p>第 11 条 <u>本会がこの規程に基づき実施する研修については、常設委員会規程第 1 条の規定に基づく研修委員会が所掌する。なお、次の各号に係る事項の詳細については、第 13 条の規定に基づく細則を踏まえて、同委員会で定める。ただし、この規定に基づく研修制度の運営上重要な事項については、理事会の承認を得るものとする。</u></p> <p>(1) <u>各研修の実施の詳細 (第 3 条関係)</u></p> <p>(2) <u>研修の認定に係る基準 (第 4 条関係)</u></p> <p>(3) <u>履修単位の認定に関する基準 (第 5 条関係)</u></p> <p>(4) <u>研修実施に際して受講計画等に資するための研修の区分の設定 (第 6 条関係)</u></p> <p>(5) <u>研修実施計画及び同計画に掲げる項目 (第 7 条関係)</u></p> <p>(6) <u>研修実施期間毎に予め定める履修義務単位の設定 (第 8 条関係)</u></p> <p>(7) <u>履修義務単位の受講免除要件 (第 8 条関係)</u></p> <p>(8) <u>実施記録の公開方法 (第 9 条関係)</u></p> <p>(9) <u>その他研修に関する軽微な事項</u></p> <p>(守秘義務)</p> <p>第 12 条 <u>研修委員会委員及び事務局職員は、この委員会により知り得た事項について、正当な理由がなくこれを他に漏らしてはならない。</u></p> <p>2 <u>前項の規定は研修委員会委員又は事務局職員でなくなった場合においても同様とする。</u></p> <p>(補 則)</p> <p>第 13 条 <u>この規程の運用に必要な研修の運営上の細則については、業務執行理事会の議を経て、会長がこれを定める。</u></p>	<p>・12 条…専門性研修プログラムにおける評価実務演習・小論文の審査を研修委員会が実施する予定のため、守秘義務に係る規定を新設。</p>

現 行	改 正 (案)	備 考												
<p style="text-align: center;">附則（平成 <u>24</u>年 <u>12</u>月 <u>4</u>日制定）</p> <p>この規程は、平成 <u>24</u>年 <u>12</u>月 <u>4</u>日よりこれを施行する。</p> <p>別表 1</p> <table border="1" data-bbox="160 592 1113 760"> <thead> <tr> <th>符号</th> <th>名称</th> <th>目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>ベーシック研修</td> <td>鑑定評価を行う背景として必要な基礎的研修</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>エキスパート研修</td> <td>鑑定評価を実務として行う場合に必要研修</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>スキルアップ研修</td> <td>周辺業務及び基礎的素養としての研修</td> </tr> </tbody> </table>	符号	名称	目的	A	ベーシック研修	鑑定評価を行う背景として必要な基礎的研修	B	エキスパート研修	鑑定評価を実務として行う場合に必要研修	C	スキルアップ研修	周辺業務及び基礎的素養としての研修	<p style="text-align: center;">附 則（平成 年 月 日制定）</p> <p>1. <u>この規程は、平成 32年 4月 1日よりこれを施行する。</u></p> <p>2. <u>従前の研修規程（平成 24年 12月 4日制定）については、これを廃止する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（ 削 除 ）</u></p>	
符号	名称	目的												
A	ベーシック研修	鑑定評価を行う背景として必要な基礎的研修												
B	エキスパート研修	鑑定評価を実務として行う場合に必要研修												
C	スキルアップ研修	周辺業務及び基礎的素養としての研修												